○小田原市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

平成２５年４月１日

改正

平成２６年４月１日

平成２７年６月１日

令和３年４月１日

小田原市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定等について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成２４年政令第２８６号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（市長が必要と認める図書）

第３条　省令第４１条第１項の規定により市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合にあっては、当該判定機関が交付する適合証

(2)　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3)　その他市長が必要と認める図書

（設計内容説明書）

第４条　省令第４１条第１項の表の（い）項に掲げる設計内容説明書は、次の各号に掲げる低炭素建築物新築等計画に係る建築物及び建築物の部分の区分に応じ、当該各号

に定める様式に準じて作成するものとする。

(1)　一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）のうち住宅部分（人の居住の用に供する部分をいう。以下同じ。）　様式第１号

(2)　共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。）　様式第２号

(3)　非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。）　様式第３号

（市長が不要と認める図書）

第５条　省令第４１条第３項に規定する市長が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1)　第３条第１号又は第２号に規定する適合証を提出した場合にあっては、各種計算書

(2)　前号に掲げるもののほか市長が不要と認める図書

（建築確認の審査の申出）

第６条　法第５４条第２項後段（法第５５条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の申請と併せて建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ようとする者は、同項の申請書の正本及び副本を提出するものとする。ただし、当該申出に係る建築物が同法第６条の３第１項又は第１８条第４項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合にあっては、同法第６条の３第７項に規定する適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

２　前項の場合において、建築確認申請書には、省令第４１条第１項に規定する申請書の写しを添付するものとする。

（軽微な変更）

第７条　認定建築主が、省令第４４条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第４号）にそれぞれ添付図書のうち変更に係るもの（変更後の図書に認定時の計画を朱書表示（変更部分のみ）したもの）を添えて、市長に届け出なければならない。

２　前項の軽微な変更届の提出部数は、正本１通及び副本１通とする。

（申請の取下げ）

第８条　法第５３条第１項の規定による認定を申請した者又は法第５５条第１項の規定による変更の認定を申請した者（次条において「申請者」という。）が、これらの申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下げ届（様式第５号）により市長に届け出なければならない。

２　前項の低炭素建築物新築等計画認定等取下げ届の提出通数は、正本１通及び副本１通とする。

（認定をしない旨の通知）

第９条　市長は、法第５４条第１項（法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、不認定通知書（様式第６号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（工事完了報告）

第１０条　認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等工事が完了した旨の報告書（様式第７号）に、次の各号のいずれかに掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

(1)　工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和２５年建設省令第３８号）第１７条の１５に規定する工事監理報告書をいう。）の写し

(2)　建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）の写し

(3)　前２号に掲げるもののほか工事の完了を確認することができる書面で市長が適当と認めるもの

（建築の取りやめ）

第１１条　認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第８号）に、省令第４３条第２項に規定する通知書（法第５５条第２項において準用する法第５４条第１項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、当該通知書及び省令第４６条の規定よる変更の認定の通知書）を添えて、市長に申し出なければならない。

２　前項の認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書の提出通数は、正本１通及び副本１通とする。

（認定の取消し）

第１２条　市長は、法第５８条の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第９号）により、認定を取り消された者に対し取り消した旨とその理由を通知するものとする。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）
様式第１号（第４条関係）

設計内容説明書（一戸建ての住宅又は共同住宅等のうち住宅部分用）

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄　※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
１．躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	□　１地域　□　２地域　□　３地域 □　４地域　□　５地域　□　６地域 □　７地域　□　８地域	□計算書 □仕上表 □建具表 □矩計図 □	
		住宅の構造	□　木造住宅（□　軸組工法　□　枠組工法） □　鉄骨造住宅 □　鉄筋コンクリート造（組積造含む。）住宅 □　その他		
	平均熱貫流率	平均熱貫流率の計算値　（　　）【W/㎡K】			
	平均日射熱取得率	冷房期の日射取得係数の計算値　（　　）【－】			
２．一次エネルギー消費量	基本事項	居室及び非居室の面積の入力方法	□　床面積（　　）㎡ □　主居室の面積とその他の居室の面積を入力 （　　）㎡　（　　）㎡	□面積表	
	日射熱	冬季における蓄熱を利用したパッシブ手法の採用	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	暖房設備	暖房方式の選択	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	自然風	自然風の検討方法	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	遮蔽	平均日射取得係数	平均日射取得係数の計算値（　　）【－】	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	

	冷房設備	運転方法	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	換気	換気設備方式	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	熱交換	熱交換型換気設備	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	給湯	給湯熱源機	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
		配管について	□　（　　）		
		水栓について	□　（　　）		
		浴槽について	□　（　　）		
	太陽給湯	太陽熱給湯設備の採用について	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	照明	照明設備	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	太陽光発電	太陽光発電の採用について	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
	コージェネレーション	コージェネレーションの種類について	□　（　　）	□仕上表 □建具表 □矩計図 □	
3．その他の措置		節水に関する取組	□　節水トイレの設置 □　節水水栓の設置 □　食器用洗浄機の設置	□仕上表 □平面図 □	
		雨水等の利用のための設備の設置	□　雨水利用 □　井水利用 □　雑排水利用		

		エネルギー管理に関する取組	□　ＨＥＭＳの採用		
		再生可能エネルギー利用設備及びそれと連携した定置型蓄電池の設置	□　再生可能エネルギー及び蓄電池		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　敷地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１/２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化対策	□　劣化対策等級３以上		
		木造住宅	木材の利用 □　木造住宅		
		高炉セメント等の利用	主要構造部における高炉セメント等の使用 □　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント		
４．資金計画	資力	建築に係る資金計画	□　資金計画	□申請書	

備考　１　「建築物の名称」欄には、建築物が特定できる名称を記入してください。同一敷地内に複数の建築物が存する場合には、記号等を用いて区別してください。未定の場合は、その旨を記載してください。

２　「建築物の所在地」欄には、建築物が特定できる地名地番及び住居表示が実施されている場合は当該住居表示を記入してください。

３　「審査員氏名」欄には、登録建築物調査機関等における審査の場合に、審査を行う審査員がその氏名を記載してください。

４　※の付されている欄は、設計者等が記入してください。

５　「設計内容説明欄」の「設計内容」欄には、今回計画に該当する内容のチェックボックスに「✓」マークをいれて下さい。また、カッコ書きがあるものには、その概要を記載してください。

６　「設計内容説明欄」の「記載図書等」欄には、今回計画に該当する内容が記載等されている図書等のチェックボックスに「✓」マークをいれて下さい。

７　「設計内容確認欄」は、審査を行う者がその左の欄の記載事項を確認したことを記録するために用いてください。

８　様式内の欄に書ききれない場合は、別紙を用いることができます。この場合にあっては、別紙に番号等を付し、該当する欄に当該番号等を記載してください。

様式第２号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

設計内容説明書（共用部分用）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄　※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
１．躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分	□　１地域　□　２地域　□　３地域 □　４地域　□　５地域　□　６地域 □　７地域　□　８地域	□計算書 □仕上表 □建具表 □矩計図 □	
		住宅の構造	□　木造住宅（□　軸組工法　□　枠組工法） □　鉄骨造住宅 □　鉄筋コンクリート造（組積造含む。）住宅 □　その他		
２．一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン		□様式 2-1	
		外壁構成		□様式 2-2	
		窓仕様		□様式 2-3	
		外皮仕様		□様式 2-4	
		熱源入力		□様式 2-5	
		二次ポンプ		□様式 2-6	
		空調機		□様式 2-7	
	換気	換気対象室		□様式 3-1	
		給排気送風機		□様式 3-2	
		換気代替空調機		□様式 3-3	
	照明	照明		□様式 4	
	給湯	給湯対象室		□様式 5-1	
		給湯機器		□様式 5-2	
	昇降機	昇降機		□様式 6	
	効率化	太陽光発電		□様式 7-1	
		コージェネレーションシステム		□様式 7-2	
３．その他の措置	選択的項目	節水に関する取組	□　節水トイレの設置 □　節水水栓の設置 □　食器用洗浄機の設置	□仕上表 □平面図 □	
		雨水等の利用のための設備の設置	□　雨水利用 □　井水利用 □　雑排水利用		
		エネルギー管理に関する取組	□　ＨＥＭＳの採用		

		再生可能エネルギー発電設備及びそれと連係した定置型蓄電池の設置	□　再生可能エネルギー及び蓄電池		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　敷地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１／２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化対策	劣化対策 □　劣化対策等級３以上		
		木造住宅	木材の利用 □　木造住宅		
		高炉セメント等の利用	主要構造部における高炉セメント等の使用 □　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント		
４．資金計画	資力	建築に係る資金計画	□　資金計画	□申請書	

様式第３号（第４条関係）
様式第３号（第４条関係）

設計内容説明書（非住宅部分用）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄　※			設計内容確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
１．躯体の外皮性能等	外皮性能等に係る基本事項	地域区分（ＰＡＬ用）	□　Ａ地域　□　Ｂ地域　□　Ｃ地域 □　Ｄ地域　□　Ｅ地域　□　Ｆ地域 □　Ｇ地域　□　Ｈ地域　□　Ｉ地域 □　Ｊ地域　□　Ｋ地域　□　Ｌ地域	□PAL計算表 □概要書	
		建物の用途（ＰＡＬ用）	□　ホテル等　□　病院等　□　物品店舗等 □　事務所等　□　学校等　□　飲食店等 □　集会所等		
		年間熱負荷係数	（　　）ＭＪ／（㎡・年）		
２．一次エネルギー消費量	共通条件	地域区分	□　１地域　□　２地域　□　３地域 □　４地域　□　５地域　□　６地域 □　７地域　□　８地域	□様式０ □概要書 □用途分類図 □面積表 □平面図 □断面図 □	
		建築物の構造	□　木造住宅（□　軸組工法　□　枠組工法） □　鉄骨造 □　鉄筋コンクリート造（組積造含む。） □　その他		
		階数	・地上（　　）階、地下（　　）階		
		面積	・敷地面積（　　）㎡ ・建築面積（　　）㎡ ・延べ面積（　　）㎡		
	空調	空調ゾーン		□様式 2-1	
		外壁構成		□様式 2-2	
		窓仕様		□様式 2-3	
		外皮仕様		□様式 2-4	
		熱源入力		□様式 2-5	
		二次ポンプ		□様式 2-6	
		空調機		□様式 2-7	
	換気	換気対象室		□様式 3-1	
		給排気送風機		□様式 3-2	
		換気代替空調機		□様式 3-3	
	照明	照明		□様式 4	
		給湯対象室		□様式 5-1	
		給湯機器		□様式 5-2	

	昇降機	昇降機		□様式 6	
	効率化	太陽光発電等		□様式 7-1	
		コージェネレーションシステム		□様式 7-2	
３．その他の措置	選択的項目	節水に関する取組	□　節水トイレの設置 □　節水水栓の設置 □　食器用洗浄機の設置	□仕上表 □平面図 □	
		雨水等の利用のための設備の設置	□　雨水利用 □　井水利用 □　雑排水利用		
		エネルギー管理に関する取組	□　ＢＥＭＳの採用		
		再生可能エネルギー発電設備及びそれと連係した定置型蓄電池の設置	□　再生可能エネルギー及び蓄電池		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 □　敷地又は水面の面積が敷地面積の１０％以上		
			敷地の高反射性塗装 □　日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の１０％以上		
			屋上緑化等 □　緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の２０％以上		
			壁面緑化等 □　壁面緑化を行う面積が外壁面積の１０％以上		
			□　緑化等面積率＋日射反射面積率＋屋根緑化等面積率×１／２＋壁面緑化面積率≧１０％		
		劣化対策	□　劣化対策等級３以上		
		木造建築物	木材の利用 □　木造建築物		
		高炉セメント等の利用	主要構造部における高炉セメント等の使用 □　高炉セメント使用の有無 □　フライアッシュセメント		
４．資金計画	資力	建築に係る資金計画	□　資金計画	□申請書	

様式第４号（第７条関係）

様式第４号（第７条関係）

軽微な変更届

年　　月　　日

（あて先）小 田 原 市 長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称　　㊞
代　表　者　の　氏　名

都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４４条に規定する軽微な変更をしたので、小田原市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第７条の規定により届け出ます。

１　低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３　認定に係る建築物の位置

４　認定建築主の住所、氏名

５　変更事項

変更前	変更後

（本欄には、記入しないでください。）

※　受　付　欄	※　処　理　欄

（注意）

１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２　申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

３　３欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の申請を行った場合に限ります。）を記載してください。

様式第５号（第８条関係）

様式第５号（第８条関係）

低炭素建築物新築等計画認定等申請取下げ届

年　　月　　日

（あて先）小 田 原 市 長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称　　㊞
代　表　者　の　氏　名

次の申請を取り下げたいので、小田原市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第８条の規定により届け出ます。

１　申請の種類

２　申請年月日

年　　月　　日

３　認定に係る建築物の位置

４　取下げの理由

５　備考

（本欄には、記入しないでください。）

※　受　付　欄	※　処　理　欄

（注意）

１　正本１部及び副本１部を提出してください。

２　申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第６号（第９条関係）
様式第６号（第９条関係）

不認定通知書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

小田原市長　　㊞

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

１　申請年月日
年　　月　　日

２　申請者の住所

３　認定に係る建築物の位置

４　理由

この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して、６０日以内に小田原市長に異議申立をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な異議申し立てをした場合には、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、小田原市（訴訟において小田原市を代表する者は小田原市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、処分の日から１年を経過したときは、異議申し立て及び処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第７号（第10条関係）

様式第７号（第１０条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等工事が完了した旨の報告書

年　　月　　日

（あて先）小 田 原 市 長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称　　㊞
代　表　者　の　氏　名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等工事が完了したので報告します。

１　低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３　認定に係る建築物の位置

４　認定建築主の住所、氏名

５　計画に従って低炭素建築物の新築等工事が行われたことを確認した建築士

（　　級）建築士（　　）登録第　　号
住所
氏名
（　　級）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
名称
所在地

（本欄には、記入しないでください。）

※　受　付　欄	※　処　理　欄

（注意）

１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２　申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第８号（第11条関係）

様式第８号（第１１条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年　　月　　日

（あて先）小 田 原 市 長

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称　　㊞
代表者の氏名

次の認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめたいので、小田原市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第１１条の規定により申し出ます。

１　低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３　認定に係る建築物の位置

４　認定建築主の氏名

（本欄には、記入しないでください。）

※　受　付　欄	※　処　理　欄

（注意）

１　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

２　申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

３　認定建築主の氏名の欄には、建築を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

様式第９号（第12条関係）

様式第９号（第１２条関係）

認定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

認定建築主　　様

小田原市長　　㊞

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第５８条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号　第　　号
認定年月日　　年　　月　　日

（※）確認番号　第　　号
確認年月日　　年　　月　　日
建築主事の氏名

１　認定建築主の氏名又は名称
２　認定建築主の住所
３　認定に係る建築物の位置
４　認定に係る建築物の構造
５　理由

（※）は法第５４条第４項において準用する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して、６０日以内に小田原市長に異議申立をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（適法な異議申し立てをした場合には、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、小田原市（訴訟において小田原市を代表する者は小田原市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

ただし、処分の日から１年を経過したときは、異議申し立て及び処分の取消しの訴えを提起することはできません。